令和８年12月20日執行

# 丸森町長選挙
# 立候補予定者説明会説明資料

令和８年11月19日

丸森町選挙管理委員会

はじめに

この資料は、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請又は本委員会及び選挙長から交付する書類等について、御注意願いたいこと等を簡単にまとめたものです。

届出・申請等について疑問等がありましたら、遠慮なく本委員会へお問い合わせください。

令和８年11月19日

丸森町選挙管理委員会

凡例　法　・・・・・・公職選挙法
　　令　・・・・・・公職選挙法施行令
　　規則　・・・・・公職選挙法施行規則
　　公報条例　・・・選挙公報の発行に関する条例
　　ポスター条例　　丸森町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

目次


**第１　総則的事項**　１

**第２　必要書類及び届出事項等一覧**

１　立候補届出の際必要とする書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　立候補届出後直ちに交付を受けるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　候補者等が行う届出事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

**第３　候補者となるためには**

１　立候補の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

２　立候補届出の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３　通称の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

**第４　供託**　１１

**第５　立候補の準備行為**　１３

**第６　選挙運動**

１　選挙運動の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２　選挙事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

３　休憩所等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

４　選挙運動を禁止されている者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

５　戸別訪問の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

６　署名運動の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

７　人気投票の公表の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

８　飲食物の提供の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

９　気勢を張る行為の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

１０　連呼行為の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

１１　選挙運動用自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

１２　拡声機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１３　文書図画の頒布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１４　通常葉書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１５　選挙運動用ビラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

１６　インターネット等を利用する方法による選挙活動・・・・・・・・・・・・・２０
１７　文書図画掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１８　選挙運動用ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１９　回覧行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２０　文書図画の撤去義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
２１　文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為の制限・・・・・・・・・・２６
２２　新聞紙、雑誌等の不法利用等の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
２３　新聞広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
２４　選挙公報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２５　選挙運動放送の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２６　個人演説会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２７　街頭演説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２８　演説等の禁止場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２９　投票記載所及び不在者投票記載所の氏名等の掲示・・・・・・・・・・・２９
３０　選挙期日後のあいさつ行為の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３１　選挙期日後の文書図画の撤去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
**第７　当選人**　３０
**第８　選挙運動の費用**
１　収入、寄附、支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　出納責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　実費弁償、報酬の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
４　選挙運動費用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
５　寄附の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
**別紙**
個人演説会を開催することができる公営施設・・・・・・・・・・・・・・・４２

# 第１　総則的事項

今回の選挙は、丸森町長の任期が満了することにより行われる選挙です。

選挙は、公職選挙法及びその他関係法令に基づいて執行されますが、選挙運動についての制限、選挙管理委員会の公営事項その他候補者関係事項については、本資料に加え、法令をご覧のうえ遺漏のないようにしてください。

任期：令和９年１月14日～令和13年１月13日

# 第２　必要書類及び届出事項等一覧

## １　立候補届出の際必要とする書類

⑴　本人が届け出る場合

ア　候補者届出書（本人届出）

イ　供託証明書

ウ　宣誓書

エ　所属党派証明書

オ　戸籍の謄本又は抄本（概ね３か月以内のもの）

カ　通称認定証明書（必要に応じ）

キ　選挙公報掲載申請書（必要に応じ）

⑵　他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合

ア　候補者届出書（推薦届出）

イ　候補者推薦届承諾書

ウ　選挙人名簿登録証明書

エ　供託証明書

オ　宣誓書

カ　所属党派証明書

キ　戸籍の謄本又は抄本（概ね３か月以内のもの）

ク　通称認定申請書（必要に応じ）

ケ　選挙公報掲載申請書（必要に応じ）

## ２　立候補届出後直ちに交付を受けるもの

⑴　選挙運動用自動車（船舶）の表示板　１枚

⑵　選挙運動用拡声機表示板　１枚

⑶　街頭演説用標旗　１枚

⑷　選挙運動用自動車（船舶）の乗車（乗船）証腕章　４枚

⑸　街頭演説の場合の選挙運動員の腕章　11 枚

⑹　候補者用通常葉書使用証明書　１枚

⑺　候補者用通常葉書受領書（郵便局提出用）　１枚

⑻　選挙運動用通常葉書差出票　８枚

⑼　新聞広告掲載証明書　２枚

⑽　選挙運動用ビラ証紙交付票　１枚

⑾　候補者用タスキ　１本

⑿　通称使用認定書　１枚

⒀　開票所入場整理券　４枚

※各種届出書及び報告書等は、電子データによる作成を推奨しております。
　従来通りの手書きの方法により提出いただいても問題ございません。

## ３　候補者等が行う届出事項一覧

| 区分 | 項目 | 期限 | 届出責任者 | 届出申請先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 立候補 | 立候補又は推薦届出 | 告示日 | 本人又は候補者推薦人 | 選挙長 | 郵便によることなく、文書で届け出ること。 |
| | 供託 | あらかじめ | 〃 | 法務局<br>大河原支局 | 現金又は国債証書 |
| | 立候補の辞退 | 立候補届出期間<br>12月15日 | 候補者 | 選挙長 | 郵便によることなく、自ら届け出ること。 |
| | 立候補届出記載事項<br>異動の記載 | 異動のあった場合直ちに | 立候補の届出者 | 〃 | |
| 立会人 | 選挙立会人の届出 | 投票日３日前まで<br>（12月17日まで） | 候補者 | 選挙長 | 選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、１人を選挙立会人として届け出ることができる。 |
| 選挙費用 | 出納責任者の選任（異動）（職務代理者）の届出 | 選任(異動)後直ちに | 選任者（候補者又は推薦届出者） | 本委員会 | 用紙交付<br>推薦届出者は、選任の場合は添付書類必要 |
| | 報酬の支給を受けることができる選挙運動のため使用する事務員等の届出 | 使用する前 | 候補者 | 〃 | 用紙交付 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 収支報告書の提出 | １月４日まで（提出後の収支についてはその収支のなされた日から７日以内） | 出納責任者 | 本委員会 | 用紙交付受領書等の写し添付 |
| 選挙運動 | 選挙事務所の設置（異動）の届出 | 設置(異動)後直ちに | 設置者（候補者又は推薦届出者） | 〃 | 用紙交付<br>推薦届出者は、設置の場合は添付書類が必要 |
| | 公営施設を使用する個人演説会の開催の申出 | 当該演説会開催２日前まで | 候補者 | 〃 | 用紙交付 |
| | 選挙用葉書の受領（又は手持葉書の表示を受ける） | 選挙運動期間中 | 〃 | 角田郵便局 | 2,500枚<br>選挙長が交付する「通常葉書使用証明書」提示 |
| | 選挙用葉書の差出 | 〃 | 〃 | 集配する郵便局 | 「差出票」添付書類提出 |
| | 選挙運動用ビラの申請 | 〃 | 〃 | 本委員会 | 5,000枚<br>配付しようとするビラとともに提出 |
| | 選挙公報掲載申請 | 本委員会が指定する日<br>12月15日 | 〃 | 〃 | 用紙交付 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 新聞広告の申込み | 12月15日 | 候補者 | 希望の新聞社（自由選択） | 掲載文２通と写真２枚を提出。大きさは別掲。<br>本委員会交付の「掲載証明書」提出 |
| | 自動車、拡声機の表示板、街頭演説標旗、街頭演説選挙運動員腕章、乗車証腕章の再交付申請 | 破損又は紛失した場合 | 〃 | 本委員会 | 理由書を添え文書で申請（破損による場合は、破損した現物、紛失の場合は警察署長へ紛失届を提出すること。） |
| 届出の時間 | １　選挙管理委員会、選挙長に対する届出、請求、申出その他の行為は、午前８時30分から午後５時までの間にしなければなりません。<br>２　届出に関しては、なるべく締切日（期限）より多少の余裕をもって提出してください。 | | | | |

# 第３　候補者となるためには

## １　立候補の資格

⑴　選挙権及び被選挙権があること（法９～11 の２、252）

日本国民であって、年齢満 25 年（選挙の期日により算定）以上の者で次の欠格事項に該当しない者であること。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）

ウ　公職にある間に犯した収賄罪などにより刑に処せられ、実刑期間経過後５年間（被選挙権は 10 年間）を経過しない者またはその刑の執行猶予中の者

エ　選挙に関する犯罪で拘禁刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ　公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

カ　政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

⑵　立候補の禁止

ア　被選挙権のない者の立候補の禁止（法 86 の８）

犯罪等により被選挙権を有しない者は、候補者となれません。

イ　重複立候補の禁止（法 87）

１つの選挙で公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることはできません。

⑶　立候補の制限（法 88～90）

ア　選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中立候補することができません。

イ　公務員

国又は地方公共団体の公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候

補することができません。したがって、これらの者が立候補すれば、直ちに公務員を辞したものとみなされます。

なお、公務員の範囲は相当広いため、何らかの公職に就いている人は、立候補の届出をする前に、選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 2　立候補届出の方法（法 86 の 4、270）

届出には、２つの方法があります。

ア　本人が届け出る場合（自薦）

イ　他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合（推薦）

この届出を終えて、初めて候補者の資格を得ることとなります。

⑴　届出の日時

告示の日（12 月 15 日）、午前８時 30 分から午後５時まで。

（補充立候補は選挙期日の２日前まで）

⑵　届出先

丸森町役場３階大会議室の丸森町長選挙事務室内の選挙長宛に、郵便によることなく、文書（選挙管理委員会交付）で届けなければなりません。

⑶　届出の受付方法

届出の受付は、告示日の午前８時 30 分から開始しますが、当日の受付順序については、午前８時 30 分までに立候補届出場所へ到着した方により「受付順決定のくじを引く順番」のくじ引きを行い、この順番に従って「受付順決定」のくじ引きを行います。

それ以後に到着の方は、くじの最終者の後に到着順に並んでいただきます。

⑷　必要書類

ア　本人が届け出る場合

（ア）　候補者届出書（本人届出）

（イ）　供託証明書

（ウ）　宣誓書

（エ）　所属党派証明書（無所属の方は必要ありません。）

（オ）　戸籍の謄本又は抄本

（カ）　通称認定証明書（通称使用を希望する場合）

（キ）　選挙公報掲載申請書（必要に応じ）

イ　他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合

（ア）　候補者届出書（推薦届出）

（イ）　候補者推薦届出承諾書

（ウ）　選挙人名簿登録証明書（推薦届出者のもの）

（エ）　供託証明書

（オ）　宣誓書

（カ）　所属党派証明書（無所属の方は必要ありません。）

（キ）　戸籍の謄本又は抄本

（ク）　通称認定申請書（通称使用を希望する場合）

（ケ）　選挙公報掲載申請書（必要に応じ）

（注）　候補者本人届出書又は候補者推薦届出書の記載事項中候補者の氏名は戸籍名で、ふりがなはひらがなで記入してください。

⑸　印鑑を持参してください。

⑹　立候補届出必要書類の整備

立候補届出必要書類が不備の場合は、届出が遅れることがありますので、前日までに必要書類を選挙管理委員会へ持参し、事前に審査を受けてください。

## 3　通称の使用（令 89）

候補者届出は、戸籍簿に記載された氏名によらなければなりませんが、立候補届出等の告示、選挙公報、新聞広告、投票記載所の氏名等の掲示の際に、選挙長の認定を受けて、本名に代えて一般に通用している通称を使用することができます。

⑴　通称とは

候補者が戸籍簿に記載された氏名以外で、これに代わるものとして広く通用しているものです。例えば、漢字の氏名をかな書きとする場合でも通称となります。

⑵　通称使用申請（通称使用を希望する場合）

通称使用を希望する場合は、候補者届出書に通称使用申請書を添えるとともに、その通称が戸籍簿に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、必要に応じて、そのことを証するに足りる資料（名刺、葉書、出版物等）を提示します。

（注）候補者届出書に添付しないで、通称使用認定書を提出しても受理されません。

⑶　通称使用の認定

選挙長は、候補者の説明またはその提出された資料によって、その事実関係を把握した場合は、直ちに認定書を交付します。

⑷　通称を使用するもの

ア　立候補届出等の告示

イ　選挙公報

ウ　新聞広告

エ　投票記載所及び期日前投票記載所の氏名等の掲示

（注）候補者が自分で作成するもの（選挙運動用ポスター、選挙事務所表示の立札、看板等）の表示については、通称を使用するかどうかは候補者の自由です。

# 第４　供託

１　供託物（法 92）

**50 万円**の現金又はこれに相当する額面の国債証書です。

２　供託者の名義

供託する人は、本人届出の場合は候補者となるべき本人であり、推薦届出の場合は推薦届出者です。したがって、本人届出の場合において第三者名義でした供託や、推薦届出において候補者本人名義でした供託は無効であり、このような供託証明書を添付された立候補届出は受理することができません。

なお、２人以上の者が推薦届出をする場合は、代表者１人の名義で供託をすることで差し支えありません。

３　供託の時期

特定の選挙のための供託であることが明らかであれば、選挙期日の告示前であっても可能です。

４　供託の手続き

⑴　指定の様式による供託書に供託物（現金又は国債証書）を添えて、地方法務局各支局に提出します。

⑵　同支局は、点検、受理のうえ、供託書正本に保管金払込書を添えて供託者に交付します。

⑶　供託者が同支局指定の日本銀行支店又は代理店に供託金を払い込むと、銀行は供託書正本に受入れの証明をして供託者に交付します。

⑷　以上で供託の手続きは完了し、立候補（推薦）届出書に証明済の供託書正本を添付します。

５　供託物の没収（法 93）

次の場合には供託物が没収されます。

⑴　有効投票の総数の 10 分の１に達しない場合

⑵　候補者たることを辞した場合

⑶　被選挙権のない者の立候補及び重複立候補の禁止規定により届出書を却下された場合

## ６　供託物の返還（令 93）

次の場合は、供託物の返還を請求できます。

⑴　候補者が選挙期日の投票開始時刻（午前７時）までに死亡した場合

⑵　選挙の全部が無効となった場合

⑶　候補者の得票数が、５の⑴の数を超えた場合

⑷　無投票の場合

以上⑵から⑷までは、選挙及び当選の効力確定後に請求することができます。

## 第５　立候補の準備行為（法 129）

選挙運動とは、特定の選挙につき特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるため、直接又は間接に必要かつ有利な行為のことをいいます。

立候補届出前の選挙運動、いわゆる事前運動は禁止されていますが、次の程度のものを立候補又は選挙運動の準備行為として行うことは、立候補届出前であっても認められています。

１　政党の公認を求める行為
２　選挙事務所借入れの内交渉
３　出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
４　選挙演説依頼の内交渉
５　労務者雇入れの内交渉
６　立札、看板、ちょうちん等の作成
７　選挙運動用ポスター及び選挙運動用葉書の作成
８　選挙運動費用の調達
９　立候補のための供託

以上のような準備行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、このこと自体が直ちに投票を得ることを目的としていないからこそ選挙運動とはならないのですが、これらの行為であっても、併せて投票を得、又は得させるための意図をもって行われるときは、事前運動となり禁止されます。

# 第６　選挙運動

## １　選挙運動の期間（法 129）

立候補届出の日から投票日の前日まで

## ２　選挙事務所（法 130～132、143）

⑴　設置者　候補者又は推薦届出者

⑵　数　１か所

⑶　設置又は異動の届出　その都度直ちに届け出る。

推薦届出者が設置又は異動の届出をするときは、候補者の承諾書を添付

推薦届出人が数人あるときは、代表者である旨の証明書を添付

⑷　選挙事務所を表示するために、その場所において使用できるもの

ア　ポスター、立札、看板の類

数は通じて３以内、大きさは縦 350 ㎝以内×横 100 ㎝以内。

イ　ちょうちん

数は通じて１個、大きさは高さ 85 ㎝以内×直径 45 ㎝以内

（記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。）

⑸　投票所の場所の入口から直線にして 300ｍを超える区域にある事務所に限り、選挙の当日も（４）のものを設置できます。

## ３　休憩所等の禁止（法 133）

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができません。

## ４　選挙運動を禁止されている者（法 135～137 の 3）

⑴　特定の公務員（警察官や裁判官など）は、選挙運動をすることができません。

⑵　公務員等（国や地方公務員など）は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

⑶　教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

⑷　18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、労務のために使用することは差し支えありません。

⑸　選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

## ５　戸別訪問の禁止（法 138）

⑴　何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることはできません。

⑵　いかなる方法であっても、選挙運動のため戸別に演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする行為及び特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、禁止されています。

## ６　署名運動の禁止（法 138 条の２）

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。

## ７　人気投票の公表の禁止（法 138 条の３）

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

## ８　飲食物の提供の禁止（法 139）

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするかを問わず、飲食物を提供することはできません。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は差し支えありません。

## ９　気勢を張る行為の禁止（法 140）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。

## 10　連呼行為の禁止（法 140 の 2）

何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができません。ただし、演説会場及び街頭演説（単なる演説も含む。）の場所においてする場合並びに午前８時から午後８時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上でする場合は差し支えありません。連呼行為は、学校・病院・診療所等の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。

## 11　選挙運動用自動車（法 141～141 の 3、令 109 の 3）

⑴　使用できる数　１台

⑵　使用できる自動車の規格は、乗車定員 10 人以下かつ車両総重量 3.5 トン未満の自動車となっています。

⑶　使用する自動車には、選挙管理委員会が交付する表示板を付けなければなりません。

⑷　乗車定員は、候補者・運転手（１人）を除き４人以内に限ります。（合計６人以内）

⑸　前記の４人は、選挙管理委員会が交付する乗車用腕章を着けなければなりません。

⑹　自動車に取り付けできるもの

ア　ポスター、立札、看板の類

大きさは、縦 273 ㎝以内×横 73 ㎝以内。

イ　ちょうちん

大きさは、高さ 85 ㎝以内・直径 45 ㎝以内のもの１個に限ります。

⑺　⑹の表示物を取り付ける場合は、警察の許可が必要であるため、前もって警察と打合せをしてください。

⑻　停止した車上での演説及び車上での選挙運動のための連呼行為は許されますが、それ以外の車上での選挙運動は一切できません。

⑼　自動車の使用に要する経費は町が負担します。この場合、条例の範囲内で無料で使用することができ、その経費は事前に選挙管理委員会に申請すると、選挙後に町から業者に直接支払います。ただし、供託金没収者については、自己負担となります。

なお、選挙運動用自動車の使用に要した経費は、公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入する必要がないため、選挙運動用収支報告書に記載する必要はありません。

## 12　拡声機（法 141）

⑴　使用できる数は一組です。ただし、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一組を使用することができます。

⑵　使用する拡声機には、選挙管理委員会が交付する表示板を付けなければなりません。

## 13　文書図画の頒布（法 142）

文書図画で頒布できるのは、選挙運動用葉書及び選挙運動用ビラのみです。

## 14　通常葉書（法 142）

⑴　候補者１人につき、2,500 枚（無料）

⑵　通常葉書の受け取り

候補者は、立候補の際交付された選挙運動用通常葉書使用証明書を郵便局に提示して、選挙用の表示をした通常葉書を受け取ることができます。

⑶　手持ちの通常葉書及び私製葉書の使用

立候補届出前に手持ちの通常葉書及び私製葉書をあらかじめ印刷しておくことができます。

この場合は、立候補届出後、選挙運動用通常葉書使用証明書を郵便局に提示して、選挙運動用の表示をしてもらわなければなりません。

⑷　選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて集配郵便局の窓口に差し出してください。郵便によらないで通行人に渡したり、集配させる等の方法は違反となります。

⑸　記載内容は、特別に制限はありませんが、その内容が犯罪（名誉棄損、利害誘導、選挙の自由妨害、選挙犯罪の扇動、虚偽事項等）を構成する場合は、それぞれの法律による処罰の対象となります。

⑹　１枚の選挙運動用通常葉書を数人にあてて郵送することは、それが同一

世帯内にある選挙人数人の氏名を連記する通常の使用方法でよいですが、「〇〇御中」や「〇〇御一同様」と記載し、その内容が回覧掲示等特別の伝達方法によらなければ了知し得ないものであるときは許されません。

## 15　選挙運動用ビラ（法 142）

### ⑴　選挙運動用ビラの頒布数

候補者１人について 5,000 枚を頒布することができます。ただし、散布することはできません。このビラは選挙管理委員会に届け出た２種類以内のものに限られます。

### ⑵　ビラの規格等

長さ 29.7 ㎝・幅 21 ㎝（Ａ４判）を超えてはなりません。

このビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

### ⑶　ビラの記載内容

特に制限がないので、政見の宣伝や、直接投票依頼のため等に使用できます。ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容を書くことはできません。

### ⑷　証紙の貼付

候補者の使用する選挙運動用ビラは、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することはできません。一度使用した証紙を他のビラに再度貼付することもできません。

### ⑸　頒布方法

選挙運動用ビラの頒布方法は、次の３通りに限られるので、ビラを郵送したり、個別に訪問して配ったり、街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ることはできません。

ア　新聞折込による頒布

「新聞」には、いわゆる普通の一般紙のほかに政党や労働組合等の機関紙や、業界紙等も含まれますが、「新聞折込による方法」は、通常の一般紙における新聞折込の方法のように、定着した販売網を通じて配付される新聞に折り込む頒布方法をいいます。したがって、不特定の者に無差別

に配布される新聞への折込みや、臨時の号外への折込み等、不特定の者を対象とする頒布方法は、この「新聞折込による方法」とはなりません。また、新聞折込による頒布の方法における候補者とビラ折込業者との関係は、通常の契約関係であって、法律によって業者にビラの折込みを強制しているものではありません。

イ　選挙事務所内における頒布

「選挙事務所内における」とは、「選挙事務所における」という場合と異なり、後者より狭い選挙事務所の内部を指します。したがって、選挙事務所の外部の路上に当該ビラを置き通行人に自由に持ち帰らせること等はできません。

ウ　個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

「個人演説会の会場内における頒布」とは、候補者自身が開催した個人演説会の会場内における頒布をいいます。したがって、他の候補者が開催した個人演説会の会場内において頒布することはできません。

⑹　公費負担

ビラの作成に要する経費は町が負担します。この場合、条例の範囲内で無料で作成することができ、その経費は事前に選挙管理委員会に申請すると、選挙後に町から業者に直接支払います。ただし、供託金没収者については、自己負担となります。

なお、選挙運動用ビラの作成に要した経費は、選挙運動費用に算入されるため、選挙運動用収支報告書に記載しなければなりません。

（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１　選挙運動用ビラは、両面に印刷することはできるか。できるとした場合、枚数はどのように計算するのか。

Ａ１　できます。枚数は１枚として計算します。

Ｑ２　選挙運動用ビラを２人以上の候補者が共同して使用した場合、枚数の計算及び証紙の貼付についてはどうなるのか。

Ａ２　枚数については、候補者ごとにそれぞれ１枚と計算します。証紙は、共同使用したビラに各候補者のものを貼付しなければなりません。

Ｑ３　選挙運動用ビラの記載内容に制限はあるか。

Ａ３　その内容が犯罪を構成する場合を除き自由ですが、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

Ｑ４　一度頒布した選挙運動用ビラを回収し、再度頒布することはできるか。

Ａ４　できません。

Ｑ５　選挙運動用ビラへの頒布責任者及び印刷者氏名の記載について、それらの者が地域等により異なっても同一種類のビラと認められるか。

Ａ５　単に頒布責任者又は印刷者だけが異なり、その他の内容が全く同一の場合には、頒布責任者又は印刷者の氏名、住所の記載の態様から別種類のビラと認められない限り差し支えありません。

## 16　インターネット等を利用する方法による選挙活動

### ⑴　インターネット等を利用する方法（法 142 の３）

インターネット等を利用する方法は、「ウェブサイト等を利用する方法」及び「電子メールを利用する方法」に大別されます。

ア　「ウェブサイト等を利用する方法」とは、「インターネット等を利用する方法」のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

例：ホームページ、ブログ、ＳＮＳ（Ｘ（旧ツイッター）、フェイスブック等）、動画共有サービス（ユーチューブ等）等

イ　「電子メールを利用する方法」とは、SMTP 方式又は電話番号方式の電子メールを利用する方法をいいます。

（ア）SMTP 方式

その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる方式

（イ）電話番号方式

携帯して使用する通信端末機器に電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式

### ⑵　ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の３）

ア　表示義務

選挙運動のために使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。

例：電子メールアドレス、返信用フォームのURL、X（旧ツイッター）のユーザー名

イ　選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、更新は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。

⑶　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布（法142の４）

ア　頒布できる者

候補者に限って行うことができます。

イ　送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に送信できます。

（ア）あらかじめ選挙運動用電子メールの送信を求め、それに同意することを選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）

（イ）政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）で、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信通知を受け、拒否しなかった者

（注）選挙運動用電子メール送信は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないよう求める通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに送信することはできません。

ウ　記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め、同意した事実等について、それを証する記録を保存しなければなりません。

エ　表示義務

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を表示しなければなりません。

（ア）選挙運動用電子メールである旨

（イ）選挙運動用電子メール送信者の氏名

（ウ）選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否を行うことができる旨

（エ）送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の連絡先

⑷　当選させないための活動（法 142 の５）

選挙期日の告示日から当日までの間、インターネット等を利用する方法により当選をさせないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を表示しなければなりません。

ア　ウェブサイト等を利用する場合

電子メールアドレス等

イ　電子メールを利用する場合

送信者の電子メールアドレス

送信者の氏名

⑸　有料インターネット広告（法 142 の６）

次の有料インターネット広告が禁止されています。

ア　候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

イ　アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示した選挙運動期間中の有料インターネット広告

ウ　候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１　インターネットを通じて、マニフェストやビラ、ポスターのデータを頒布することは認められるか。また、インターネットを通じて頒布されたマニフェストやビラ、ポスターのデータを紙媒体に打ち出して、頒布掲示することはできるか。

Ａ１　インターネットを通じて頒布することは可能です。ただし、インターネットを通じて頒布されたマニフェスト等を紙に印刷して頒布はできません。

Ｑ２　候補者が支援者に選挙運動用電子メールを送信し、支援者が転送することによりこれを頒布することはできるか。

Ａ２　新たな頒布行為となるため、できません。

Ｑ３　18 歳未満の者はインターネット選挙運動ができるか。

Ａ３　選挙運動そのものが禁止されているためできません。（法 137 の２）

Ｑ４　名簿業者から購入した名簿や、選挙運動や政治活動とは別目的で作成された名簿に記載されていた電子メールアドレスに政治活動用電子メールを継続して送信していたとき、選挙運動用電子メールを送信することはできるか。

Ａ４　法律上の要件である、受信者が「自ら通知した」に該当しないため、仮に政治活動用電子メールを送信していたからといって、選挙運動用電子メールを送信することはできません。

Ｑ５　選挙運動期間中に、「選挙運動用電子メールを送信してもよいか」という確認メールは送信できるか。

Ａ５　一般論として直ちに法に抵触はしません。ただし、例えば「●●選挙に立候補している■■です。応援お願いします。つきましては、選挙運動用電子メールを送信してもよろしいですか」ですと、場合によっては同意していない方への送信と判断され、法に抵触する可能性があります。

Ｑ６　ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合、電子メールアドレス等をどこに表示すれば表示義務を果たしたことになりますか。

Ａ６⑴　ウェブサイト（いわゆるホームページ）の場合、全体が１つの文書図画とみなされるため、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則です。ただし、そのウェブサイト中の「トップページ

に戻る」等のリンクを介して又はブラウザの「戻る」機能を利用してトップページを表示させることのできないページがある場合には、そのページの中に電子メールアドレス等を表示する必要があります。

⑵　掲示板の場合、１つ１つの書き込みが「文書図画の頒布」とみなされるので、１つ１つの書き込みに電子メールアドレス等を表示する必要があります。また、掲示板に自らの ID やハンドルネームを記載し、当該記載に貼られたリンク先のページに電子メールアドレス等が記載されている場合には、表示義務を果たしたと考えられます。

⑶　Ｘ（旧ツイッター）やフェイスブックの場合、投稿すると、自動的に投稿ユーザー名が表示され、かつ、ユーザー名によりその者に対し連絡が可能であるので、投稿の中身に電子メールアドレスの表示がなくとも表示義務は果たしていると考えられます。

## 17　文書図画の掲示（法 143）

選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のとおりです。

なお、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド映写等の類の掲示は禁止されます。

⑴　選挙事務所を表示するために、その場所において使用できるもの

ア　ポスター、立札、看板の類の数は、通じて３以内

イ　ちょうちんは１個

⑵　選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの

ア　ポスター、立札、看板の類の数に特に制限なし

イ　ちょうちんは１個

⑶　候補者が使用するタスキ、胸章及び腕章の類

⑷　個人演説会の会場においてその演説会の開催中使用できるもの（会場の入口を含む。）

ア　ポスター、立札、看板の類の数は、会場ごとに通じて２以内

イ　ちょうちんは１個

（注）・ポスター（選挙運動用を除く）、立札及び看板の類の大きさは縦 273 ㎝以内×横 73 ㎝以内

・ちょうちんの大きさは、高さ 85 ㎝以内、直径 45 ㎝以内

・記載内容については、各該当欄参照

⑸　屋内の演説会場内において、その演説会の開催中掲示する映写等の類

## 18　選挙運動用ポスター（法 143、144、144 の 2、145、147）

⑴　ポスターの数は 71 枚。（公営ポスター掲示場ごとに１枚掲示できるほかは、掲示できません。）

⑵　ポスターの規格は、長さ 42 ㎝×幅 40 ㎝ を超えてはなりません。

⑶　ポスターの色彩、内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が虚偽事項及び犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。

⑷　ポスターには、掲示責任者、印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければなりません。

⑸　選挙運動用ポスターは、選挙期日の告示日から指定された掲示区画に１枚掲示できます。ポスター掲示場の設置箇所に関する図面は、選挙管理委員会でお渡しします。また、指定区画番号は、立候補届出の受付番号と同番号です。

なお、ポスターが作成されましたら、予備審査時に１枚提出願います。

⑹　公費負担

ポスターの作成に要する経費は町が負担します。この場合、条例の範囲内で無料で作成することができ、その経費は事前に選挙管理委員会に申請すると、選挙後に町から業者に直接支払います。ただし、供託金没収者については、自己負担となります。

なお、選挙運動用ポスターの作成に要した経費は、選挙運動費用に算入しなければならないため、選挙運動用収支報告書に記載しなければなりません。

## 19　回覧行為（法 142）

回覧板その他の文書図画又は看板（プラカード等）の類を多数の者に回覧させることはできません。ただし、選挙運動用自動車に取りつけたポスター、立

札、ちょうちん、看板の類及び候補者が着用するタスキ、腕章、胸章の類は差し支えありません。

## 20　文書図画の撤去義務（法 143 の２）

選挙事務所の表示や選挙運動用自動車及び個人演説会の会場で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車の使用をやめたとき、又は個人演説会が終了したときは直ちにこれらを撤去しなければなりません。

## 21　文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為の制限（法 146）

何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義であっても、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した暑中見舞状、その他これに類似するあいさつ状を町内に頒布したり掲示することはできません。

## 22　新聞紙、雑誌等の不法利用等の制限（法 148 の 2）

⑴　何人も、当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者を買収、供応して選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。

⑵　何人も、当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。

## 23　新聞広告（法 149、規則 19）

⑴　候補者は、選挙運動の期間中に２回に限り、いずれか１つの新聞に有料で選挙に関する新聞広告をすることができます。

⑵　候補者は、立候補届出の際交付する新聞広告掲載証明書を添えて新聞社に申し込んでください。

⑶　新聞広告の寸法は、横 9.6 ㎝・縦２段組以内、場所は記事下に限られ、色

刷りは認められません。

⑷　新聞広告の内容は自由です。ただし、その内容が犯罪を構成する場合は、それぞれの法律の処罰の対象となります。

## 24　選挙公報（法 172 の 2、公報条例 3）

候補者は、選挙管理委員会が発行する選挙公報に掲載の申請をすることができます。掲載の申請をする場合は、申請書に、委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文及び写真を添付のうえ、指定日（12 月 15 日）までに委員会に提出しなければなりません。

なお、掲載順は、立候補届出の受付番号と同番号です。

## 25　選挙運動放送の制限（法 151 の 5）

⑴　使用できるのは、12 に掲げる拡声機のみです。

⑵　放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。30 において同じ。）を利用して、選挙運動のために放送し、又は放送させることはできません。

## 26　個人演説会（法 161～164、164 の 3、164 の 4）

⑴　候補者は、公営施設及びその他の指定された施設を利用して、個人演説会を開催することができます。（42 ページ「個人演説会を開催することができる公営施設」のとおり。）

⑵　回数の制限はありません。

⑶　演説は、候補者以外の方でもできます。

⑷　公営施設（まちづくりセンター、学校等）を使用する場合には、個人演説会開催申出書の提出が必要です。申出書は、開催日２日前までに文書で選挙管理委員会に申し出てください。

⑸　公営施設使用の場合は、候補者１人につき同一施設ごとに１回限り無料です。

⑹　公営施設の使用は、１回につき５時間以内です。

⑺　録音盤を使用して演説することができます。

⑻　個人演説会の開催中は、演説会場に次の文書図画を提示できます。

ア　ポスター、立札、看板の類

数は通じて２以内、大きさは縦 273 ㎝以内×横 73 ㎝以内

イ　ちょうちん　数は１個、大きさは縦 85 ㎝以内・直径 45 ㎝以内

（これらの文書図画の表面には、提示責任者の住所及び氏名を記載しなければなりません。）

⑼　選挙運動のためにする演説会は、個人演説会の他は、いかなる名義をもってするかを問わず、開催することができません。

⑽　候補者以外の者が、２人以上の候補者の合同演説会を開催することはできません。

⑾　使用までの流れ

①　個人演説会開催申出書提出（告示日以後）

②　開催申出通知（選管→施設管理者）

③　使用許可通知（施設管理者→候補者へ）

④　個人演説会開催（申出書提出２日後から）

## 27　街頭演説（法 164 の 4～164 の 7）

⑴　街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所において、あるいはこれらの場所に向かってする演説をいい、屋内から街頭へ向かってする演説も含みます。

⑵　演説者は、その場にとどまり、選挙管理委員会交付の街頭演説標旗を掲げて行わなければなりません。

⑶　街頭演説において、選挙運動に従事する者は 15 人以内で、選挙管理委員会交付の腕章を着けなければなりません。

⑷　午前８時から午後８時まで演説することができますが、学校・病院・診療所等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。

⑸　録音盤を使用して演説することができます。

## 28　演説等の禁止場所（法 166）

次の場所での演説及び連呼行為は禁止されます。（公営施設使用の個人演説

会を開催する場合は除きます。）

⑴　国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）

⑵　汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用を除く。）、停車場、鉄道地内

⑶　病院、診療所その他の療養施設

## 29　投票記載所及び不在者投票記載所の氏名等の掲示（法 175）

選挙管理委員会が行う掲示の順序を定めるくじ（12 月 15 日　17 時 30 分）で定める順序になります。

## 30　選挙期日後のあいさつ行為の禁止（法 178）

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることができません。

⑴　選挙人に対する戸別訪問

⑵　自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼の為にする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し、又は掲示すること。

⑶　新聞紙又は雑誌を利用すること

⑷　放送設備を利用して放送すること。

⑸　当選祝賀会その他の集会を開催すること。

⑹　自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすること。

⑺　当選に関する答礼のため、当選人の氏名を言い歩くこと。

## 31　選挙期日後の文書図画の撤去（法 143 の 2）

選挙運動用ポスター、立札及び看板の類を掲示した者は、選挙期日後直ちにこれらを撤去しなければなりません。

# 第７　当選人

１　有効投票の最多数を得た者をもって当選人とします。ただし、有効投票総数の４分の１以上の得票がなければなりません。

２　当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで決定します。

３　当選人が決まれば、選挙管理委員会から当選人に当選の旨の通知がなされます。この場合、次の点に注意してください。

⑴　兼職禁止の職にある者が、当選告知を受けたときは、当選告知を受けた日に兼職禁止の職を辞したものとみなされます。

⑵　町と請負関係にある者が、当選告知を受けたときは、当選告知を受けた日から５日以内に選挙管理委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選人の資格を失います。

# 第８　選挙運動の費用

## １　収入、寄附、支出（法 179）

### ⑴　選挙運動に関する収入とは

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。日常用いられている「収入」という言葉より広い意味がありますので、次の点に注意してください。

ア　金銭の収受だけでなく、物品その他の財産的価値のある物の収受あるいはそれらのものを利用する利益の享受等も収入となります。

イ　金銭や財産上の利益を現実に収受した場合だけでなく、その収受の承諾又は約束だけでも収入となります。

### ⑵　選挙運動に関する寄附とは

「寄附」とは、候補者又は出納責任者の立場から定義すれば、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。つまり、寄附もこれを受ける者の立場からすれば収入の一種に他なりません。したがって、寄附されたものは、すべて収入として取り扱う必要があります。

### ⑶　選挙運動に関する支出とは

「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。日常用いられている「支出」という言葉より広い意味があることに注意してください。

支出には金銭支出ばかりでなく財産的利益の消費も含まれることは、収入の場合と同様です。例えば、選挙事務所を無料で借りて使用した場合は、寄附として収入に計上するとともに、支出にも計上しなければなりません。

## ２　出納責任者

### ⑴　出納責任者とは

候補者の選挙運動費用の収入及び支出について、一切の責任を負うべき人のことをいいます。

選挙運動費用は、出納責任者でなければ支出することができません。原則として、出納責任者の他は、誰であっても候補者のための選挙運動費用を支出する権限を持ちません。ただし、特殊の事情により、次の場合は出納責任者でなくても支出することができます。

ア　立候補準備のために要した費用の支出

イ　電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動のための支出

ウ　出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合

（包括的な承諾ではなく、費用ごとに分割しての承諾が必要です。）

⑵　出納責任者の選任、解任、辞任とその届出（法 180～183 の 2）

立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の届出を選挙管理委員会にしなければなりません。出納責任者に関する届出をしないで、出納責任者が寄附を受けたり支出をすると処罰されます。

ア　出納責任者の選任

出納責任者は、選挙運動に関する収入、支出の責任者として極めて重大な責任を有しており、これに有能、誠実な人を得ないと過失を犯すことになるため、人選には慎重を期することが大切です。

（ア）出納責任者は、一般的には候補者が選任しますが、候補者自らが出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人ある場合はその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

（イ）出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することができる最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名または記名押印しなければなりません。

イ　出納責任者の解任、辞任

（ア）候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができますが、この場合には、候補者の承認を得なければなりません。

（イ）出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができます。

ウ　出納責任者に関する届出

（ア）選任の届出

・出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに文書で出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日、選任年月日、候補者の氏名を選挙管理委員会に届け出なければなりません。

・推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、この届出書にその選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面（推薦の届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証する書面）を添付しなければなりません。

（イ）異動の届出

・出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は、直ちに（ア）と同様に届け出なければなりません。

・この届出書には、解任又は辞任による異動に関する場合は、この通知のあったことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合は、併せてその解任について候補者の承諾のあったことを証明する書面を添付しなければなりません。

エ　出納責任者の職務代行とその届出

出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、これを選任した候補者又は推薦届出者が代わってその職務を行うことになっていますが、この場合、推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となった者も含む。）にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行わなければなりません。この場合には、その旨を選任届と同じ内容を記載して届け出なければなりませんが、この届出書には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの事実、その職務を始めた年月日を記載します。出納責任者に代わってその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければなりません。

オ　出納責任者の届出の効力

出納責任者選任届は、選挙管理委員会に届出が受理されなければその効力は生じません。なお、届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便局に託したときをもって届出があったものとみなされます。

カ　届出等の書式

これらの届出は、文書でしなければなりませんが、出納責任者の選任、異動及び職務代行の届出用紙は選挙管理委員会から交付します。

⑶　出納責任者の職務とは

ア　会計帳簿の備付けと記載（法 185）

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備え付け、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入及び支出を記載しなければなりません。なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することになっています。

イ　立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされ、法定制限額に算入しなければならないことから、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

ウ　明細書の提出（法 186）

出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から７日以内に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。ただし、出納責任者の請求があるときは直ちに提出しなければなりません。なお、寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています。したがって、出納責任者は、この明細書を受領して保管するとともに、提出のないときは、提出を請求しなければなりません。

エ　領収書等の徴収と発行（法 188）

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変のため交通が途絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や汽車、バスの切符の購入の場合等社会通念上領収書を発行しない習慣となっている場合には、徴収しなくても構いません。なお、候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、領収書その他支出を証する書面を直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

⑷　会計帳簿に記載する支出（法 185）

抽象的には、選挙運動に関する支出の全部を記入することとなりますが、支出簿の様式の項目に従って具体的に記載すると下記のとおりです。

ア　人件費

労務者及び選挙運動のために使用する事務員等に対する報酬があります。実費弁償の内容をなすものは、交通費、食糧費等であり、これについては後述するようにここには含まれません。

イ　家屋費

選挙事務所費としては、第一に借上料であって、この中には事務所自体と机等の備品の借上料があります。事務所の電話を架設する費用もここに含まれます。

集会会場費は、主として個人演説会の借上料です。この中にも机等の備品の借上料が入ります。

ウ　通信費

郵便料、電話、電報料及び事務上の連絡のための郵便や電報に要する費用です。電話の架設費は、前記選挙事務費に入ることから、ここでは電話の借上料と電話料を記載します。

エ　交通費

候補者、運動員、事務員等、労務者について生じますが、このうち候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされないため問題はありません。運動員以下については、実費弁償があります。候補者と運動員１人

がタクシーを拾ったような場合には、一般に運動員は便乗と解され算入する必要はありません。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積もり、寄附及び支出として費用の中に計上します。選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動の費用とみなされないことから、ここに記載する必要はありません。「使用するために要した費用」の内容は、借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、運転手の雇料、超過勤務手当及び食事費等で、これらは選挙運動費用とみなされません。ただし、自動車に取り付けられる文書図画に要する経費は、「使用するために要した費用」とは認められないため、選挙運動費用に計上しなければなりません。

オ　印刷費

主なものは、選挙運動のために使用するポスター及び葉書等の印刷費です。

カ　広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

キ　文具費

紙、筆記用具、その他選挙事務のために使用した消耗品等です。

ク　食料費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用や、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用です。

ケ　休泊費

休泊及び宿泊に要した費用です。一般には、候補者、運動員について生じます。

コ　雑費

上記ア～ケに該当しないものです。

以上、「選挙運動に関する費用」は、適宜 10 項目にあてはめ、月日順に明細を記載しなければなりません。

⑸　選挙運動に関する収入、支出の報告書の提出等

ア　収支報告書の提出と領収書の写し添付（法 189）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書（選挙管理委員会から用紙交付）を、それぞれ次の期限までに委員会に提出しなければなりません。この場合、報告書には、支出金額、年月日及び支出目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴しがたい事情があったときは、その旨や支出金額、年月日、目的を記載した書面）を添付しなければなりません。

（ア）選挙期日の告示の前日までと、選挙期日の告示日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙期日から 15 日以内に第１回分として提出すること。

（イ）（ア）の第１回分報告書提出後において寄附その他の収入及び支出のあったときはその分についてのみ、その収支のあった日から７日以内に第２回分として前回の合計額に加算して提出すること。

（注）・支出の報告書は、必ず費目ごとに小計を算出し、これに件数を付記し、しかる後にこれらの合計額を記入すること。

・上記（ア）及び（イ）の報告書の提出部数は、各１部です。

・選挙管理委員会が交付する収支報告書用紙は１部ですので、２回提出する場合は事前にコピーしてから作成し、これに署名又は記名押印して提出すること。

イ　帳簿、書類等の保存義務（法 191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を報告書提出の日から３年間保存する義務があります。

## ３　実費弁償、報酬の支給（法 197 の 2、令 129）

選挙運動員、事務員等労務者に対する実費弁償及び報酬は、選挙運動費用を膨大にさせないために、一定の制限が設けられています。この制限に違反すると、多くの場合は買収の推定を受けることになりますので、十分注意する必要があります。（事務員には、うぐいす嬢も含みます。）

⑴　実費弁償の支給

実費弁償は、運動員及び選挙運動のために使用される労務者（ポスター貼り等単に機械的な仕事に従事する者）に対して支給することが認められています。運動員に対しては、弁当料、茶菓子料の実費を支給できるのに対し、労務者に対しては支給できません。また、運動員に対しては、食事料２食分を含んだ宿泊料を支給できるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給できませんので、この区別には注意してください。

実費弁償は、あくまで実費として支出されたものに対して相当額が弁償されるものでなければなりません。したがって、普通車に乗車した場合にグリーン車の運賃を支給したり、昼食代 900 円のところ 1,000 円を支給することは明らかに違反です。

⑵　報酬の支給

報酬とは、一定の労務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者及び事務員等に限り支給することができます。なお、選挙運動のために使用する事務員等とは、選挙運動のために雇い入れられた者で広く選挙運動に関する事務に従事する者（うぐいす嬢含む。）であり、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する場合は含まれません。この事務員等については、立候補届出のあった日から選挙の期日前日までの間に、１日につき７人の範囲内で報酬を支給することができます。

ただし、使用する前にあらかじめ文書によって、選挙管理委員会に届け出た者でなければ報酬を支給することができません。

⑶　実費弁償、報酬の支給額の制限

実費弁償、報酬を支給することができる最高額は、次のとおりです。支給にあたっては、これらの額の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これらの額を超えて支給すると買収の推定を受けることとなります。

ア　選挙運動に従事する者１人に対し支給することができる実費弁償の額

・鉄道費　鉄道旅行につき、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

・船　賃　水路旅行につき、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

・航空賃　航空旅行につき、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

・車　賃　陸路旅行（鉄道旅行を除く。）につき、路程に応じた実費額

・宿泊料（食事料２食分を含む。）１夜につき 23,000 円

・弁当料　１食につき 1,500 円、１日につき 4,500 円

・茶菓料　１日につき 1,000 円

イ　選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる報酬の額

・基本日額　10,000 円以内

・超過勤務手当　１日につき上記の額の５割以内

ウ　選挙運動のために使用する事務員等１人に対し支給することができる報酬の額

・事務員　１日につき 15,000 円以内

・車上運動員　１日につき 20,000 円以内

・超過勤務手当は支給できません。

## ４　選挙運動費用の制限

⑴　選挙運動費用の最高限度額（法 194）

法定選挙運動費用は、概ね　2,378,000 円です。

（名簿登録者数 9,800 人で計算した場合）

町長：名簿登録者数×110 円に 130 万円を加えた金額

この額は、選挙管理委員会で告示しますので、それにより承知してください。

⑵　制限額を超過して支出した場合（法 247、251 の 2）

出納責任者が、選挙運動費用の制限額を超過して支出し、又はさせたことにより刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効となりますので、十分注意してください。

⑶　選挙運動費用に算出されないもの（法 197）

次のものは、すべて選挙運動に関する支出とはみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

ア　立候補の準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ　立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ　候補者が乗用する船車馬等に要した支出

エ　選挙の期日後において選挙運動の残務整理に要した支出

オ　選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ　選挙運動用自動車及び船舶（法 141 に規定するもの）を使用するために要した支出

キ　供託金

## 5　寄附の禁止

⑴　候補者の寄附の禁止（法 199 の 2、199 の 5）

ア　候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）は、その選挙区内にある者に対し、原則として寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附は差し支えありません。また、候補者等の親族に対してする場合も禁止されません。

イ　候補者等は、任期満了前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間は、自分の後援団体に対して一切の寄附（金銭だけに限らない。）ができません。

⑵　その他寄附を禁止されているもの

ア　外国人等からの寄附受領の禁止（政治資金規正法 22 の 5）

誰であっても、外国人、外国法人、外国の団体から、政治活動に関する寄附を受けることができません。

イ　匿名の寄附の禁止（政治資金規正法 22 の 6）

誰であっても、本人以外の名義を用いた寄附及び匿名による寄附をすることは禁止されています。

ウ　その他、下記の寄附が禁止されています。

・町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附（法 199）

・町と利子補給等特別の関係がある者の寄附（法 199）

・候補者等が関係する会社等の寄附（法 199 の 3）

・候補者等の氏名を冠した団体の寄附（法 199 の 4）

⑶　後援団体に関する寄附等の禁止（法 199 の 5）

後援団体は、選挙区内の者に対し、寄付をすることが禁止されています。

別紙

# 個人演説会を開催することができる公営施設

（学校以外で選挙管理委員会が指定した施設）

| 施　設　名 | 所　在　地 | 管 理 者 等 |
|---|---|---|
| **丸森まちづくりセンター** | 丸森町字鳥屋120 | 丸森地区協議会 |
| **金山まちづくりセンター** | 同　金山字下前川原17 | 金山自治会 |
| **筆甫まちづくりセンター** | 同　筆甫字和田80-2 | 筆甫地区振興連絡協議会 |
| **大内まちづくりセンター** | 同　大内字横手82-1 | 大内地区協議会 |
| **小斎まちづくりセンター** | 同　小斎字山崎63-1 | 小斎振興協議会 |
| **舘矢間まちづくりセンター** | 同　舘矢間舘山字大門148-1 | 舘矢間地区協議会 |
| **大張まちづくりセンター** | 同　大張大蔵字川前39-1 | 大張自治運営協議会 |
| **耕野地域振興センター** | 同　耕野字入大 44-1 | 耕野振興会 |
| **丸森町町民体育館** | 同　字花田20 | 丸森地区協議会 |
| **丸森町観光交流センター** | 同　字下滝南12 | 丸森町観光物産振興公社 |
| **和田コミュニティセンター** | 同　字和田西8-93 | 丸森地区協議会 |
| **欠入コミュニティセンター** | 同　字欠入上 20-2 | 丸森地区協議会 |
| **丸森町屋外ホール** | 同　字不動50-5 | 仙台ヘリテージツーリズム㈱ |
| **川平スポーツ交流センター** | 同　筆甫字川平二15-3 | 筆甫地区振興連絡協議会 |
| **青葉コミュニティセンター** | 同　大内字青葉南16-2 | 大内地区協議会 |
| **伊手コミュニティセンター** | 同　大内字下梅ケ作27-3 | 大内地区協議会 |
| **耕野ふるさと交流センター** | 同　耕野字沼65-2 | 耕野たけのこ生産組合 |

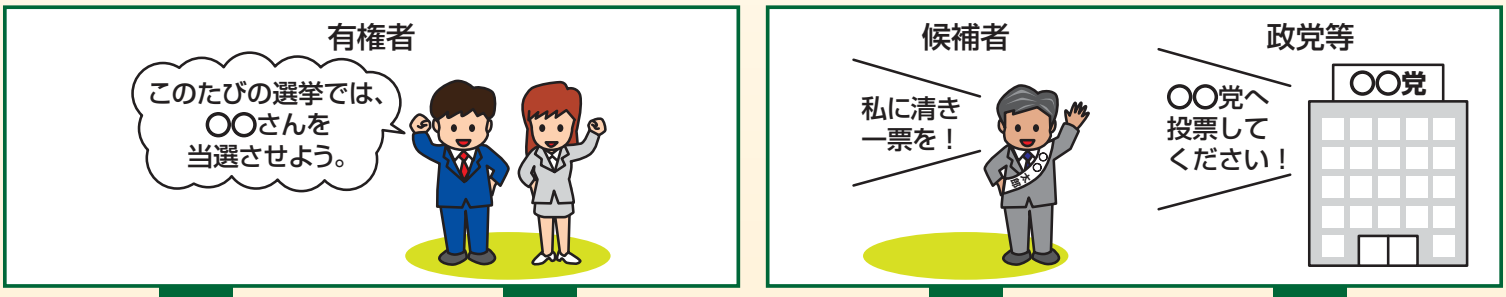
# インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

（注）国政選挙及び地方選挙について適用されます。

①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

（注）・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・１８歳未満の者等は選挙運動をすることができません。




**電子メール**

△△花子〈△△△@△△.ne.jp〉
---
このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。
---

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

**ウェブサイト等**

ホームページ・ブログ・SNS（X・フェイスブック等）
動画共有サービス・動画中継サイト等

△△ 花子〈△△△@△△.ne.jp〉
このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

〇〇 太郎〈〇〇〇@〇〇.ne.jp〉
私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

（注）・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやXのユーザー名などが含まれます。
・電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

**電子メール**

〇〇太郎〈〇〇〇@〇〇.ne.jp〉
---
私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
～～～～～～～～～～～～。
～～～～～。
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。ネット選挙運動総務省 検索

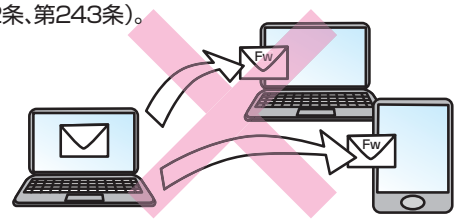
総務省

# これらの禁止行為は処罰の対象となります!

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

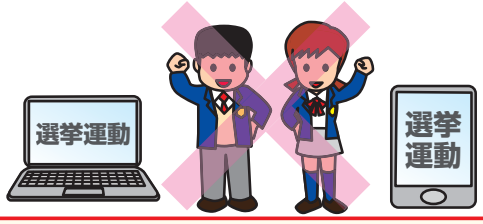
### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



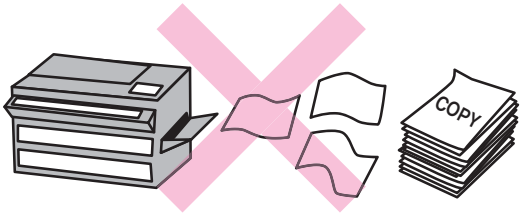

### 18歳未満の選挙運動は禁止されています!

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。




### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。




### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。




## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)




### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



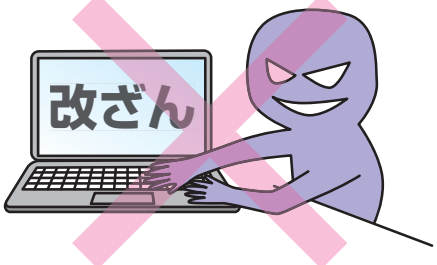
### 氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。




### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。




### 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。ネット選挙運動総務省 検索